



御 監 第 54 号
令和 4 年 8 月 15 日

御前崎市長 柳 澤 重 夫 様

御前崎市監査委員 加 藤 英 男
御前崎市監査委員 河 原 崎 恵 士

令和 3 年度 御前崎市財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和3年度の健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出する。

令和3年度 御前崎市財政健全化審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和4年8月1日から令和4年8月5日まで

3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

4 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めます。

記

単位：(%)

	健全化判断比率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	早期健全化基準
①	実質赤字比率	—	—	—	13.48
②	連結実質赤字比率	—	—	—	18.48
③	実質公債費比率	0.0	0.0	0.0	25.0
④	将来負担比率	—	—	—	350.0

5 意見

令和3年度の決算数値に基づき算定された健全化判断比率は、全ての指標において早期健全化基準を大幅に下回る結果になりました。

原子力発電所の償却資産に係る固定資産税の減少や、新型コロナウイルス感染症の影響による市税の減収など、今後とも財源確保は厳しい状況が予想されます。また、これから高齢化の進行に伴う社会保障費の増加や、公債費の増加が見込まれることなどから、引き続き健全な財政運営の維持に向けて、効率的な行財政運営の取り組みと、安定した地方自治体の経営基盤の整備をお願いします。



御 監 第 55 号
令和 4 年 8 月 15 日

御前崎市長 柳 澤 重 夫 様

御前崎市監査委員 加 藤 英 男
御前崎市監査委員 河 原 崎 恵 士

令和 3 年度 御前崎市経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、令和 3 年度の公営企業資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出する。

令和3年度 御前崎市経営健全化審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- ・ 水道事業会計
- ・ 下水道事業会計
- ・ 病院事業会計
- ・ 工業団地建設事業特別会計

2 審査の期間

令和4年8月1日から令和4年8月5日まで

3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めます。

記

単位：(%)

	会計名	比率名	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	経営健全化基準※
①	水道事業会計	資金不足比率	—	—	—	20.0
②	下水道事業会計	資金不足比率	—	—	—	20.0
③	病院事業会計	資金不足比率	—	—	—	20.0
④	工業団地建設事業特別会計	資金不足比率	—	—	—	20.0

※財政健全化法施行令第19条

5 意見

各会計について、令和3年度の決算数値に基づき資金不足比率を算定したところ、比率は算定されない結果となりました。

水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計の3会計は一般会計からの補てんに依存している状況であります。今後は一般会計の財政状況などの影響により、利益剰余金の取崩しが進むと予想されますので、水道料金改定による適正な受益者負担の実現と、人口動態に基づく医療需要や介護需要に応じた適正規模への見直しや、近隣の市町の公立病院との役割分担を含んだ広域的な連携を模索するなど、一般会計に依存しない財政体質の改善による健全経営に一層の努力をお願いします。